

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年7月29日 14時35分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市宇久島西方沖 五島白瀬灯台から真方位326°9.0海里（M）付近 （概位 北緯33°18.4′ 東経128°42.2′）
事故の概要	漁船18Emiriは、西進中、また、漁船浜正丸は、揚縄作業中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月23日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 18Emiri、19トン NS2-23483（漁船登録番号）、丸一水産株式会社 第292-51578号（船舶検査済票の番号） B 漁船 浜正丸、4.6トン NS3-602089（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 甲板員A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 球状船首部及び左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂を伴う破損、スパンカー支柱に折損、オーニング及び操舵室天井部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか1人が乗り組み、中型まき網漁の操業の目的で、単独で当直中の甲板員Aが操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、8Mレンジ及び0.5Mレンジとしたレーダー2台を作動させ、約10ノットの対地速力で自動操舵により西進した。 A船は、水揚げの目的で長崎県松浦市調川港 ^{つきのかわ} に入港していたところ、甲板員Aが海上保安庁からの連絡によりB船と衝突したことを知った。 甲板員Aは、西進中、レーダー及び目視で前路に他船を認めなかったため、前路に他船はいないと思い、小用を足す目的で操舵室を離れたことがあり、操舵室に戻るまでの数分間にB船と衝突したのかも知れないと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南東方に向けてはえ縄の揚縄作業中、船長Bが、仕掛けの最後の目印である旗を引き揚げてい

	<p>たところ、左舷方至近にA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、A船がそのまま航行を続けたので、B船に浸水や沈没のおそれがないことを確認し、118番通報した。</p> <p>船長Bは、ふだん、接近する他船が揚縄作業中のB船を避けていたので、本事故時、接近する他船があってもB船を避けていくと思い、作業に集中していた。</p>
分析	<p>A船は、西進中、単独で当直中の甲板員Aが、レーダー及び目視で前路に他船を認めなかったため、前路に他船はいないと思い、数分の間操舵室を離れて航行を続けたことから、揚縄作業中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、揚縄作業中、船長Bが、接近する他船がB船を避けて行くと思い、揚縄作業に集中していたことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が西進中、B船が揚縄作業中、甲板員Aが、前路に他船はいないと思い、操舵室を離れて航行を続け、また、船長Bが、接近する他船がB船を避けて行くと思い、揚縄作業に集中していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当直者は、航行中に操舵室を離れる場合は、他の乗組員に操船を依頼するか、周囲の状況を確認して停止すること。 ・船長は、揚縄作業中であっても作業に集中せず、常に周囲の状況を確認し、接近する他船がある場合は、適切な時機に注意喚起信号を行うこと。